

議案第93号

北上市手数料条例の一部を改正する条例

北上市手数料条例（平成12年北上市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

建築物等に関する事務に係る手数料の額

手数料を徴収する事項		手数料の金額		
1	優良宅地造成の認定	1件 86,000円		
2	優良住宅新築の認定及び良質住宅新築の認定	新築住宅の床面積の合計	100平方メートル以内のもの	6,200円
			100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	8,600円
			500平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	13,000円
			2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	35,000円
			1万平方メートルを超えるもの	43,000円
3	建築物に関する確認の申請又は計画の通知（北上市が通知するものを除く。）	床面積の合計（ただし、次のいずれかに該当する場合は当該床面積の2分の1とし、既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定を受けた建築物に係る手数料の金額は、床面積により算出した額の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときはこれを	30平方メートル以内のもの	8,000円
			30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	15,000円
			100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	28,000円
			200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	33,000円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	49,000円
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	68,000円
			2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	200,000円
			10,000平方メートルを超え50,000	320,000円

		1,000円とする。) とする。)	方メートル以内のもの	
		(1) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合の計画の変更に係る部分の床面積（床面積が増加する部分を除く。） (2) 建築物を移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合の当該部分の床面積 (3) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合の当該計画の変更に係る部分の床面積	50,000平方メートルを超えるもの	610,000円
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書又は第12条第2項ただし書の適用を受ける場合に加算する額	人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建てであるものに限る。）の居住部分の床面積の合計	200平方メートル未満のもの	13,000円
			200平方メートル以上のもの	15,000円
		人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建てであるものを除く。）の居住部分の床面積の合計	300平方メートル未満のもの	24,000円
			300平方メートル以上のもの	38,000円

		計	のもの	
4	工作物に関する確認の申請又は計画の通知（北上市が通知するものを除く。）	1 件 11,000円（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合は、6,000円とする。）		
5	建築設備に関する確認の申請又は計画の通知（北上市が通知するものを除く。）	1 件 12,000円（確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を築造する場合は、6,000円とする。）		
6	建築物に関する完了検査の申請又は完了した旨の通知（北上市が通知するものを除く。）	床面積の合計（建築物を移転又は大規模の修繕若しくは大規模の様替をする場合の当該部分の床面積は、2分の1とする。）	30平方メートル以内のもの	14,000円
			30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	18,000円
			100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	23,000円
			200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	32,000円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	53,000円
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	73,000円
			2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	170,000円
			10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	270,000円
			50,000平方メートルを超えるもの	510,000円
		建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は第	200平方メートル未満のもの	7,000円
			200平方メートル以上500平方メートル未満のもの	9,000円

		12条第2項に規定する 要通知特定建築行為で ある場合に加算する額	500平方メートル以上のもの	20,000円
7	工作物に関する完了検査の申請又は完了した旨の通知（北上市が通知するものを除く。）	1件 12,000円		
8	建築設備に関する完了検査の申請又は完了した旨の通知（北上市が通知するものを除く。）	1件 18,000円		
9	検査済証の交付を受けるまでの建築物の仮使用の認定申請（北上市が通知するものを除く。）	1件 120,000円		
10	建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第2項第1号の規定に	1件 27,000円		

	基づく建築物における建築に係る接道（県が認定するものを除く。）の認定の申請			
11	仮設建築物の建築又は既存の建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の許可の申請（災害救助用又は災害における公益的建築物等を除く。）	床面積の合計（用途を変更する場合の許可にあつては、当該変更に係る部分の床面積は2分の1とする。）	100平方メートル以内のもの 100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 500平方メートルを超えるもの	70,000円 90,000円 120,000円
12	一団の土地の区域内（既存建築物がない場合）の複数建築物に関する特例の認定の申請	建築物の数が2である場合にあつては、78,000円、建築物の数が3以上である場合であつては、78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額		
13	一団の土地の区域内（既存建築物	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては、78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額		

	がある場合 ）の複数建築物に関する特例の認定の申請	を加算した額		
14	同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請	建築物（同一敷地内建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあっては、78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額		
15	複数建築物の認定の取り消しの申請	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額		
16	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請	1件 27,000円		
17	既存の1の建築物について2以上	床面積の合計（用途の変更を伴う工事を行う場合の認定又はその変	30平方メートルを以内のもの	8,000円
			30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	15,000円

	の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定の申請又は変更の申請	更にあっては、当該認定に係る部分の床面積は2分の1とする。)	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	28,000円
			200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	33,000円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	49,000円
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	68,000円
			2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	200,000円
			10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	320,000円
			50,000平方メートルを超えるもの	610,000円
18	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請	1件 27,000円		
19	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物の道路内	1件 27,000円		

	の建築に関する制限の適用除外に係る認定の申請			
20	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請	1 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）（新築に係るものに限る。）	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第6条の2第3項又は第4項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し（以下「確認書又は住宅性能評価書」という。）を添付した場合	7,000円
			確認書又は住宅性能評価書を添付しない場合	48,000円
		2 一戸建ての住宅（新築に係るものを除く。）	住宅品質確保法第6条の2第3項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又はその写し（以下「確認書」という。）を添付した場合	10,000円
			確認書を添付しない場合	72,000円
		3 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）（新築に係るものに限る。）で床面積の合計が500平方メートル以内のもの	確認書又は住宅性能評価書を添付した場合	13,000円
			確認書又は住宅性能評価書を添付しない場合	112,000円
		4 共同住宅等（新築に係るものを除く。）	確認書を添付した場合	19,000円
			確認書を添付しない場合	168,000円

		）で床面積の合計が 500平方メートル以 内のもの		
		5 長期優良住宅の普 及の促進に関する法 律（平成20年法律第 87号。以下「長期優 良住宅法」という。 ）第6条第2項の規 定に基づき建築基準 関係規定に適合する かどうかの審査を受 けるよう申し出るも の	1 から 4 までに定める額に、第 3 項から第 5 項 までに定める額を加算した額	
21	長期優良住 宅建築等計 画又は長期 優良住宅維 持保全計画 の変更の認 定の申請	1 一戸建ての住宅（ 新築に係るものとし て長期優良住宅建築 等計画の認定（以下 この項において「認 定」という。）を受 けたものに限る。）	第20項 1 に定める額	
		2 一戸建ての住宅（ 新築に係るものとし て認定を受けたもの を除く。）	第20項 2 に定める額	
		3 共同住宅等（新築 に係るものとして認 定を受けたものに限 る。）	第20項 3 に定める額	
		4 共同住宅等（新築 に係るものとして認 定を受けたものを除 く。）	第20項 4 に定める額	
		5 長期優良住宅法第 8条第2項において	1 から 4 までに定める額に、第 3 項から第 5 項 までに定める額を加算した額	

		準用する法第6条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出るもの			
22	低炭素建築物新築等計画の認定の申請	1 一戸建ての住宅又は人の居住の用に供する部分を有する建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下「住宅・非住宅複合建築物」という。）（一戸建てであるものに限る。）の住戸（エネルギー消費性能（建築物省エネ法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「建築物省エネ省令」という。）第10条第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下「誘導標準計算基準適合認定申請」という。）に係る	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	適合証（建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「事前審査機関」という。）があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「エコまち法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた書類をいう。以下同じ。）の添付がある場合	5,000円
				適合証の添付がない場合	36,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上400平方メートル未満のもの	適合証の添付がある場合	10,000円
				適合証の添付がない場合	72,000円
			床面積の合計	適合証の添付がある	17,000円

		ものに限る。)	が400平方メートル以上のもの	場合	
				適合証の添付がない場合	101,000円
		2 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住戸（エネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下「誘導仕様基準適合認定申請」という。）に係るものに限る。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	適合証の添付がある場合	5,000円
				適合証の添付がない場合	18,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	適合証の添付がある場合	5,000円
				適合証の添付がない場合	19,000円
		3 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住戸（エネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）又は同号イ（2）及びロ（1）に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下「誘導仕様計算併用法基準適合認定申請」という。）に係るものに限る。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	適合証の添付がある場合	5,000円
				適合証の添付がない場合	26,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	適合証の添付がある場合	5,000円
				適合証の添付がない場合	29,000円
		4 共同住宅等又は住	住戸の床面積の合計の区分に応じ1に定める額		

	宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住戸及び共用部分（建築物省エネ省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。以下同じ。）をいう。以下この項において同じ。）（誘導標準計算基準適合認定申請に係るものに限る。）	に、共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの ア 適合証の添付がある場合 10,000円 イ 適合証の添付がない場合 114,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの ア 適合証の添付がある場合 28,000円 イ 適合証の添付がない場合 187,000円
5	共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（誘導仕様基準適合認定申請に係るものに限る。）	住戸の床面積の合計の区分に応じ2に定める額に、共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの ア 適合証の添付がある場合 10,000円 イ 適合証の添付がない場合 34,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの ア 適合証の添付がある場合 21,000円 イ 適合証の添付がない場合 59,000円
6	共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（誘導仕様計算併用法基準適合認定申請に係るものに限る。）	住戸の床面積の合計の区分に応じ3に定める額に、共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額 (1) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの ア 適合証の添付がある場合 10,000円 イ 適合証の添付がない場合 53,000円 (2) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの ア 適合証の添付がある場合 21,000円

		イ 適合証の添付がない場合 89,000円	
7 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物（専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。以下同じ。）を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（住宅・非住宅複合建築物の住宅部分を除いた部分をいう。以下同じ。）（非住宅部分が専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する部分（以下「工場等専用部分」という。）である場合を除く。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	適合証の添付がある場合	10,000円
		適合証の添付がなく、建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下「誘導標準入力法基準適合認定申請」という。）である場合	235,000円
		適合証の添付がなく、建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下「誘導モデル建物法基準適合認定申請」という。）である場合	90,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	適合証の添付がある場合	17,000円
		適合証の添付がなく、誘導標準入力法基準適合認定申請である場合	295,000円
		適合証の添付がなく、誘導モデル建物法	115,000円

		基準適合認定申請である場合	
8 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	適合証の添付がある場合	10,000円
		適合証の添付がなく、建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第1号ロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下「工場等専用建築物誘導標準入力法基準適合認定申請」という。）である場合	24,000円
		適合証の添付がなく、建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ省令第10条第1号ロ(2)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請（以下「工場等専用建築物誘導モデル建物法基準適合認定申請」という。）である場合	20,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上のもの	適合証の添付がある場合	17,000円
		適合証の添付がなく、工場等専用建築物誘導標準入力法基準適合認定申請である場合	32,000円

			適合証の添付がなく、工場等専用建築物誘導モデル建物法基準適合認定申請である場合	27,000円
		9 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体	住宅部分のうち、住戸にあつては1から3まで、共用部分にあつては4から6までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれこれらの規定に定める額を合算した額に、7又は8に掲げる非住宅部分の建築物の区分に応じ、それぞれ7又は8に定める額を加算した額	
		10 エコまち法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出るもの	1から9までに定める額に、第3項から第5項までに定める額を加算した額	
23	低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請	第22項の建築物の区分ごとに、変更面積（建築物の計画を変更して建築物を建築する場合、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の面積をいう。以下同じ。）の合計に応じて、同項1から9までに定める額（エコまち法第55条第2項において準用するエコまち法第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、第3項から第5項までに定める額を加算した額）		
24	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	1 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住宅部分（エネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（1）に定める基準に適合するもの	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	35,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	40,000円

	として提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画（以下、この項において「標準計算基準適合計画」という。）に係るものに限る。）		
	2 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住宅部分（エネルギー消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）若しくは同号イ（2）及びロ（1）に定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「仕様計算併用法基準適合計画」という。）に係るものに限る。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	26,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	29,000円
	3 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建て住宅であるものを除く。）の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	71,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上のもの	119,000円

	省エネ省令第5条第3項第2号の数値とする場合は、共用部分を除く。）（標準計算基準適合計画に係るものに限る。）		
4	共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建て住宅であるものを除く。）の住宅部分（仕様計算併用法基準適合計画に係るものに限る。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	53,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上のもの	89,000円
5	人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。）（エネルギーの消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画（以下、この項において「標準入力法基準適合計画」という。）に係るものに限る。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	235,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上のもの	295,000円

6	人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。）（エネルギーの消費性能が建築物省エネ省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「モデル建物法基準適合計画」という。）に係るものに限る。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	90,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上のもの	115,000円
7	人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）（標準入力法基準適合計画に係るものに限る。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	24,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上のもの	32,000円
8	人の居住の用に供する部分を有しない	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	20,000円

		建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）（モデル建物法基準適合計画に係るものに限る。）	床面積の合計が300平方メートル以上のもの		27,000円
		9 住宅・非住宅複合建築物（1から8までに掲げるものを除く。）	住宅部分にあつては1から4まで、非住宅部分にあつては5から8までに掲げる建築物の区分に応じ、当該1から8までに定める額を合算した額		
25	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	第24項の建築物の区分ごとに、変更面積の合計に応じて、同項1から9までに定める額			
26	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	1 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住宅部分（誘導標準計算基準適合認定申請に係るものに限る。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	適合証の添付がある場合	5,000円
				適合証の添付がない場合	35,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	適合証の添付がある場合	5,000円
				適合証の添付がない場合	40,000円
		2 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住宅部分（誘導仕	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	適合証の添付がある場合	5,000円
				適合証の添付がない場合	18,000円
			床面積の合計	適合証の添付がある	5,000円

		様基準適合認定申請に係るものに限る。)	が200平方メートル以上のもの	場合	
				適合証の添付がない場合	19,000円
		3 一戸建ての住宅又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものに限る。）の住宅部分（誘導仕様計算併用法基準適合認定申請に係るものに限る。）	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	適合証の添付がある場合	5,000円
				適合証の添付がない場合	26,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	適合証の添付がある場合	5,000円
				適合証の添付がない場合	29,000円
		4 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を建築物省エネ省令第14条第2項第2号の数値とする場合は、共用部分を除く。）（誘導標準計算基準適合認定申請に係るものに限る。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	適合証の添付がある場合	10,000円
				適合証の添付がない場合	71,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	適合証の添付がある場合	21,000円
				適合証の添付がない場合	119,000円
		5 共同住宅等又は住宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（誘導仕様基準適合認定申請に係るものに限る。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	適合証の添付がある場合	10,000円
				適合証の添付がない場合	34,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	適合証の添付がある場合	21,000円
				適合証の添付がない場合	59,000円
		6 共同住宅等又は住	床面積の合計	適合証の添付がある	10,000円

		宅・非住宅複合建築物（一戸建てであるものを除く。）の住宅部分（誘導仕様計算併用法基準適合認定申請に係るものに限る。）	が300平方メートル未満のもの	場合	
				適合証の添付がない場合	53,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	適合証の添付がある場合	21,000円
				適合証の添付がない場合	89,000円
		7 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。）（誘導標準入力法基準適合認定申請に限る。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	適合証の添付がある場合	10,000円
				適合証の添付がない場合	235,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	適合証の添付がある場合	17,000円
				適合証の添付がない場合	295,000円
		8 人の居住の用に供する部分を有しない建築物（工場等専用建築物を除く。）又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合を除く。）（誘導モデル建物法基準適合認定申請に限る。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	適合証の添付がある場合	10,000円
				適合証の添付がない場合	90,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	適合証の添付がある場合	17,000円
				適合証の添付がない場合	115,000円
		9 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	適合証の添付がある場合	10,000円
				適合証の添付がない場合	24,000円
			床面積の合計	適合証の添付がある	17,000円

		の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）（工場等専用建築物誘導標準入力法基準適合認定申請に限る。）	が300平方メートル以上のもの	場合		
		10 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち工場等専用建築物又は住宅・非住宅複合建築物の非住宅部分（非住宅部分が工場等専用部分である場合に限る。）（工場等専用建築物誘導モデル建築物法基準適合認定申請に限る。）	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	適合証の添付がある場合	32,000円	
				適合証の添付がない場合	10,000円	
			床面積の合計が300平方メートル以上のもの	適合証の添付がある場合	20,000円	
				適合証の添付がない場合	17,000円	
			11 住宅・非住宅複合建築物（1から10までに掲げるものを除く。）	住宅部分にあつては1から6まで、非住宅部分にあつては7から10までに掲げる建築物の区分に応じ、当該1から10までに定める額を合算した額		
				12 建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出るもの		
27	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請	第26項の建築物の区分ごとに、変更面積の合計に応じて、それぞれ同項1から11までに定める額（建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出るものにあつては第3項から第5項までに定める額を加算した額）				

28	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	第24項の建築物の区分ごとに、変更面積の合計に応じて、同項1から9までに定める額
----	----------------------------------	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月28日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、建築確認申請等に新たな手数料を定めるほか、所要の改正をしようとするものである。